

林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領

平成30年6月19日林第291号制定
令和元年8月19日一部改正

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、「林業成長産業化総合対策実施要綱」（平成30年3月30日29林政政第892号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領」（平成30年3月30日29林政経第349号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）及び「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領」（平成30年3月30日29林政経第350号林野庁長官通知。以下「国事業評価要領」という。）並びに新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）及び新潟県林業関係交付金交付要綱（以下「県交付金交付要綱」という。）、「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成23年10月12日）及び「県産材利用の取組方針」（平成23年10月12日）に規定するものの他、この要領（以下「県実施要領」という。）に定めるところによる。

第1 事業の目的

意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るべく必要な支援を行うことを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる対策及びメニューにより構成されるものとし、メニューごとの事業内容等は国実施要綱別表1のとおりとする。

1 持続的林業確立対策

メニュー：間伐材生産、資源高度利用型施業、路網整備、高性能林業機械等の整備

2 木材産業等競争力強化対策

メニュー：木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物等の整備

第3 事業種目別基準等

第2のメニューごとの基準等については、国実施要領別表1によるほか、本要領別表1のとおりとする。

第4 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

第2に掲げるメニューのうち、間伐材生産、資源高度利用型施業及び路網整備においては事業実施主体、高性能林業機械等の整備、木材加工流通施設等の

整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備及び木造公共建築物等の整備においては市町村長（以下「補助事業者」という。）は、本事業を実施しようとするときは、別表2に定めるメニューごとの実施要領により事業計画を作成し、様式1により地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事前点検シートの作成

地域振興局長等は、補助事業者から提出のあった事業計画書を審査し、様式2により事前点検シートを作成し、適切であると認められるときは知事に進達するものとする。

3 事業計画の承認

知事は、2により提出された事業計画についてその内容を審査し、適切であると認められる場合にはこれを承認し、補助事業者にその旨を通知する。

4 事業計画の変更

別表2に定めるメニューごとの実施要領に定める事業計画の著しい変更は、様式3の事業計画変更承認申請書により行うものとし、2から3の規定を準用するものとする。

第5 助成措置

知事は、予算の範囲内において事業の実施に必要な経費の一部について、交付金を交付する。交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、県交付金交付要綱別表のとおりとする。

第6 事業の実施

- 1 補助事業者は、地域の実情に鑑み、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 2 補助事業者は、県交付金交付要綱別表に掲げる者とするが、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続すること、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。
- 3 施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項については、国実施要領別紙3のとおりとする。

第7 達成状況報告

補助事業者は、個別指標の達成状況について、様式4号により地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して次のとおり知事に報告しなければならない。

- 1 個別指標を設定し達成状況を報告するメニューは、国実施要領別表2の指標のガイドラインに記載の他、林業機械リース支援とする。
- 2 目標年度は、事業完了の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。
- 3 調査年度及び報告年度
調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、

各調査年度の翌年度の9月末日までに知事に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）、林業機械作業システム整備により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含める。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の9月末日までに知事に報告する。

4 低調な施設等についての報告

3の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、第9により改善措置等を実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

第8 事業評価

- 1 補助事業者は、国実施要領第7に定める事前評価及び事後評価の結果について、様式5号により地域振興局長等を経由して知事に報告するものとする。
- 2 事前評価の報告は、別表2に示すメニューごとの実施要領に定める事業計画書の提出時に行うものとする。
- 3 事後評価は、第7の達成状況報告と併せて知事に報告するものとする。
また、収支を伴う施設については調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行い、知事に報告するものとする。

第9 改善措置等

- 1 補助事業者は、事業計画において設定した個別指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者）等による経営指導及び事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、様式6号により地域振興局長等を経由して知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、補助事業者の責に帰することのできない予測不能な事態によるものを除く。
- 2 低調である場合とは、次の（1）及び（2）の場合とする。
 - （1）事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合。
 - （2）事業計画に定める指標が目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満となった場合。
- 3 補助事業者は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を様式6号に準じて地域振興局長等を経由して知事へ報告するものとする。

- 4 知事は、改善措置を実施しても、なお目標の達成率が50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。

第10 指導及び助言

知事は、第7により補助事業者から報告を受けた目標の達成状況が低調である場合には、指導・助言を行うものとする。

第11 事業実施条件

補助事業者は、事業の実施に当たって、別紙1の条件を遵守しなければならない。

第12 交付決定前着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式7号により知事に提出することとする。

第13 繰越

1 箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、補助事業者は、やむを得ない理由により事業を繰越する必要があるときは、あらかじめ地域振興局長等と協議の上、適当と認められた場合は、様式8号により繰越承認申請書を地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、繰越承認申請書の提出期限及び添付書類の種類については別途通知する。

第14 事業の推進体制

- 1 知事は、補助事業者に対して、事業実施に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて指導、助言等を行う。
- 2 補助事業者は、本事業により整備した施設について、様式9号により実行台帳を2部作成し、1部は地域振興局等を経由して知事に提出し、1部は処分制限期間中保管するものとする。
- 3 補助事業者は、事業目的の達成に努め、本事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、施設については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

第15 事業要望調書の作成

市町村長は木材産業等競争力強化対策のメニュー及び高性能林業機械等の整備の事業要望を、実施年度の前年度の9月末日までに、様式10号により地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

第16 その他

事業実施に必要な事項については、本要領に定めるものの他、別表2に示すメ
ニューごとの実施要領において定める。

附則 この要領は、平成30年6月19日から適用する。

附則 この要領は、令和元年8月19日から施行し、令和元年度事業から適用する。

別紙 1

交付金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 892 号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政経第 349 号林野庁長官通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領（平成 30 年 3 月 30 日 林政経第 350 号林野庁長官通知）並びに新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係交付金交付要綱、「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成 23 年 10 月 12 日）及び「県産材利用の取組方針」（平成 23 年 10 月 12 日）の定めによるほか、林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領等に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、交付金事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、交付金事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、交付金事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならない。
 - ア 補助事業者は、交付金事業の実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により交付金事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

らない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、知事に報告しなければならない。

- 7 補助事業者は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、交付金事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

また、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、交付金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

- 8 補助事業者は、この交付金に係る経理を、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

- 9 補助事業者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、交付金事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

- 10 補助事業者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、（ただし大蔵省令に定めない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金の交付申請書に記載されている場合は、知事の承認を受けたものとする。

- 11 補助事業者は、交付金事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を得て、当該施設等の転用又は用途変更をした場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、知事に協議することができる。

- 12 補助事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した交付金相当額の全部又は一部を知事に

納付しなければならない。

- 13 補助事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 14 補助事業者は、13 により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式1による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 15 補助事業者は、交付金により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- 16 市町村以外の補助事業者は、交付金の申請に当たり、15を約した「誓約書」（別紙様式2）を添付しなければならない。
- 17 補助事業者は、事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の全部または一部を知事に納付させることがある。
- 18 補助事業者は、次のいずれにも該当してはならない。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 19 補助事業者が知事から交付された交付金を更に他の事業実施主体へ交付するときには、交付金事業に係る交付金の交付申請、受領及び交付金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務を行うとともに、上記1から16までに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならない。

別記（第11関係）

施設等	転用制限基準	交付金の返還範囲
林業専用道（規格相当） 森林作業道	交付金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更をされ、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部
間伐材生産（不良木の淘汰、鳥獣害防止施設等） 樹木園等 樹林造成（新植、保育） 発生環境整備等（栽培地） ほだ場整備	交付金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地又は当該施設の全部又は一部が転用されたとき。（当該林地を売り渡し若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。）	全部又は一部
貯木場 （附帯道路、増設・舗装を含む。） 広場 （附帯道路を含む。） 作業ポイント その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く。）	交付金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部

別紙様式1（第14関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 様

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省及び新潟県の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

（注3）この申立書において、新潟県の機関とは、本庁各部局（室）及び地域機関をいう。

（注4）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省及び新潟県の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別紙様式2（第16関係）

林業・木材産業成長産業化促進対策事業により取得した財産の
使用に関する誓約書

年 月 日

新潟県知事 様

（事業実施主体）
住 所
氏名又は名称及び代表者名 印

〇〇〇（事業実施主体）は、交付金交付に付された条件を遵守し、取得した財産を使用して森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

様式1号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称) 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業(〇〇_(注))計画書の提出について

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業(〇〇_(注))を実施したいので、林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1 事業計画書 別添のとおり

(注)〇〇については、メニュー名を記載する。

事前点検シート

項目	チェック欄					備考欄
	市町村名					
	メニュー名					
	事業実施主体名					
	工種					
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。					
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。					
(3)	計画主体、事業実施主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。					
(4)	目標値については、県における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。(どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載のこと。)					
(5)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。(上回っていない場合、その理由が整理されているか。)(県が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠(理由)を備考欄に記載のこと。)					
(6)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。					
(7)	他省補助金との重複はないか。					
(8)	事業実施主体の適正性					
	ア 実施要領に定める事業実施主体の種類ごとの要件を満たしているか。					
	イ 高性能林業機械等の林業機械の導入は、知事が選定した林業経営体となっているか。					
	ウ 事業を相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。					
	エ 事業費3,000万円以上の場合、法人化しているか。					
	オ 過去に実施した林野庁補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計実地検査において、目標の達成度合いが低調等の指摘を受けていないか。					
	カ オに該当する場合、事業を実施する妥当性は認められるか。					
(9)	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間(施設の耐用年数相当)継続して使用できる見込みがあるか。					
(10)	適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。					
(11)	補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調達計画となっていないか。(国の制度資金を除く。)					
	ア 制度融資名					
	イ 金融機関名					
(12)	自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付対象とするものでないか。					
(13)	個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。					

事前点検シート

項目	チェック欄					備考欄
	市町村名					
	メニュー名					
	事業実施主体名					
	工種					
(14) 事業費積算等の適正性						
ア 事業費の算出は、新潟県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。						
イ 整備コスト等の低減に努めているか。						
ウ 建設費が施設ごとの上限事業費の範囲内となっているか。						
エ 下限事業費が定められている場合は、その金額以上となっているか。						
オ 附帯施設・備品は交付対象として適正か。(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)						
(15) 施設等の仕様は、都道府県等において一般的に使用されているものを基準としているか。						
(16) 施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。						
(17) 周辺の環境や景観への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。						
(18) 建物に係る敷地整備の面積は、建坪の概ね3倍以内となっているか。						
(19) 新技術を導入する場合は、現地での事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。						
(20) 個々の事業の受益戸数は5戸以上となっているか。(受益戸数を記入すること。)						
(21) 個人施設への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。						
(22) 施設の入替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める要件を全て満たしているか。						
(23) 収支を伴う施設の適正性(収支を伴う施設に限る。)						
ア 適正な収支計画を策定しているか。						
イ 事業費が5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか。						
ウ 経営診断日						
ウ 補助残に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか。						
エ 生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、実施要領に定める下記要件を全て満たしているか。						
追加事業実施年度において、目標年度における目標数値を達成、又は達成されることが確実であるか。						
需要先が確保され、供給量の増大が可能であるか。						
追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字、又は黒字になることが確実であるか。						
資金の調達が確実であるか。						
オ 原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。						
カ 森林組合が単独で事業実施主体となる場合は、中核森林組合に認定されているか。						

事前点検シート

項目	チェック欄					備考欄	
	市町村名						
	メニュー名						
	事業実施主体名						
	工種						
(24)	高性能林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性、稼働率の向上や効率化に資するものであるか。						
(25)	実施要領に定める施設ごとの要件を満たしているか。						
(26)	事業による効果の発現の見通し	/	/	/	/	/	/
	ア 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。						
	イ 算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。						
	ウ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか(算定数値を記入すること)。						
(27)	整備後の施設の管理・運営の見通し	/	/	/	/	/	/
	ア 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。						
	イ 施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。						

(注)

- 1 チェック欄には、各事業実施主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入。)
- 2 チェック欄は、適宜加除すること。

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業(〇〇_(注1))計画変更承認申請書

年 月 日付け林第 号をもって事業計画の承認の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領第4の3の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

- (注) (1) 〇〇については、メニュー名を記載する。
(2) 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
(3) 変更事業計画書のうち、数量や事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。

様式4号

番号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称) 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業達成状況報告書

林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領第7の規定に基づき、目標達成状況について下記のとおり報告します。

記

1. 事業の概要

(1) 実施年度

(2) 事業種目

(3) 実施市町村

(4) 事業実施主体

(5) 事業内容及び事業量

(6) 事業費

2. 目標達成状況

別紙のとおり

個別事業評価

林業・木材産業成長産業化促進対策事業

(1) 施設の利用状況

目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	個別指標 (目標値)	達成状況					備考
							1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目標年度 (○年度)	

(注)

- 1 「個別指標」の欄には、事業計画に記載した個別指標及び目標値を記載すること。
- 2 「達成状況」の欄には、上段に目標値に対する各年度の実績を、下段に達成率(実績／各年度ごとの目標値)を記載すること。なお、製品出荷量実績におけるJASの格付率又は入荷量に占めるJAS製材品の割合の報告を要する場合は、達成率の下に括弧書きで記載すること。
各年度ごとに目標値を設定している場合は、最上段にそれぞれ記載すること。
- 3 報告年度については、県実施要領第7の3又は第9の3に基づくこと。
- 4 利用料等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金を徴収する施設ごとの実績についても記載すること。
- 5 木造公共建築物等の整備については、以下の項目をとりまとめて併せて報告すること。
(1) 調査初年度において、国実施要領別表1のⅡの「7木造公共施設整備」の(2)の④に係るJAS製材品の使用量、同表の7の(2)の⑤に係る地域材及び合法伐採木材の使用量を備考欄に記入するとともに、同表の7の(2)の⑥に係る本事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者のクリーンウッド法に基づく登録実施機関への登録状況(登録未済の場合は、登録に向けた手続き等の進行状況)についてとりまとめて添付すること。
(2) 調査初年度から目標達成年度までにおいて、要領別表1のⅡの「7木造公共施設整備」の(2)の⑧の木材利用を通じた社会的課題解決の指標の状況をとりまとめて添付すること。
- 6 木質バイオマス利用促進整備のうち、事業計画書の備考欄に「未利用材を利用」と記載したものについては、「達成状況」欄に木質バイオマス利用量の実績の上段へ、その内数として未利用材利用量を()書きにより記載すること。
- 7 林業機械(リース含む。)については、個別指標の達成状況のほか、毎年度の機械の稼働時間及び稼働日数を備考欄に記載すること。
- 8 国実施要領別表1のⅠの2の「10 林業機械リース支援」の(2)の⑨の達成状況報告は、本様式により行い、施設等区分欄にはリース物件の林業機械名称を、個別指標(目標値)欄及び達成状況の目標年度欄にはリース期間満了年度の事業実施主体ごとの素材生産量及び素材生産性の計画値を記載すること。

(2) 収支実績

メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	項目	目標値	報告年度					備考
							運用開始年度	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	
					収入							
					支出							
					収支差							
					収入のうち 公的資金等							
					収入							
					支出							
					収支差							
					収入のうち 公的資金等							

(注)

1 「収支実績」については、以下の施設について記載すること。

ア 収支を伴う施設

- | | | | |
|--------------|----------------|--------------------|-----------------------|
| (1)木材製材施設 | (6)木材加工施設 | (11)木材集出荷販売施設 | (16)品質向上・物流拠点施設 |
| (2)集成材加工施設 | (7)木材材質高度化施設 | (12)森林バイオマス再利用促進施設 | (17)チップ加工施設 |
| (3)プレカット加工施設 | (8)特用林産物生産施設 | (13)木質エネルギー等利用促進施設 | (18)新しい木材活用のための加工供給施設 |
| (4)丸棒加工施設 | (9)特用林産物加工流通施設 | (14)木質バイオマス供給施設 | (19)直交集成板加工施設 |
| (5)杭加工施設 | (10)廃床等活用施設 | (15)合・単板加工施設 | |

なお、利用料金等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記載すること。

イ 林業機械作業システム整備【素材生産型】により導入した林業機械(以下、「林業機械」という。)

2 「施設等区分」については、上記1のアに該当する場合は(1)～(19)を、1のイに該当する場合は機種を記載すること。

3 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記載すること。(収入の内数)

4 「目標値」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記載すること。なお、林業機械については、導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支計画を記載すること。

5 「報告年度」は、県実施要領第7の3に基づくこととし、実績を年度ごとに記載すること。

6 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記載すること。

7 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。

8 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却費等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。

(3) 個別事業の評価及び今後の課題とその解決策

目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度及び目標年度	個別事業により実施した目標の分析とその評価	今後の課題とその解決策

(注)

- 1 事業実施主体が導入した施設等区分ごとの目標年度における評価等を記載すること。但し、(1)施設の利用状況における実績(達成率)が県実施要領第9の2に定める低調である場合においても作成すること。
- 2 「設置年度及び目標年度」欄は、上段に設置年度、下段に目標年度を記載すること。

様式5号

番号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称) 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業の事業評価について

林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領第8の規定に基づき、事前評価(事後評価)の結果を報告します。

※投資効率の算定過程を明らかとする資料を添付すること。

別紙

費用対効果分析結果報告書

- 1 事業実施主体
- 2 実施地域名
- 3 事業実施年度 年度
- 4 費用対効果分析結果総括表

事業区分	事業種目	市町村	事業実施主体	施設名 (路線名)	効果計測項目	投資効率

- 5 費用対効果分析結果個別表(作業道等関連施設等)

路線名		分析対象期間		年
事業年度	年度	総事業費	千円	
開設延長	m	利用区域面積	ha	

効果項目		効果額 (千円)	備考
区分	項目		
効果額計	B	千円	
費用計	C	千円	うち維持管理費 千円
投資効率	B/C		
マイナス効果の概要			
上記施設整備に係る森林伐採面積(作業道敷等)		ha	
伐採材積		m ³ /ha	
年成長量		m ³ /ha	

- (注) 1 効果額は、現在価値(割引後)を記載する。
 2 備考欄には、評価期間に係る伐採量等を記載する。
 3 算定根拠となる参考資料を添付すること。
 4 費用対効果分析を行った単位施設ごとに作成すること。

6 費用対効果分析結果個別表(生産関連施設等、特用樹林造成等)

施設名

区 分	効 果 等
投下した総事業費 A(千円)	
効果の内訳 ① ② ~	
年総効果額 B(千円/年)	
総合耐用年数 C(年)	
還元率 D	
妥当投資額 $E=B \div D$ (千円)	
廃用損失額 F(千円)	
投資効率 $G=(E-F) \div A$	

- (注) 1 各区分における算定根拠となる参考資料を添付すること。
 2 特用樹林造成等の場合には、年効果額を年効果額の効果合計額に読み替えて記載すること。
 3 効果の内訳については、算定した効果額ごとに記載すること。

様式6号

番号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称) 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業改善措置実施報告

林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領第9の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

記

- 1 基本的事項
 - (1) 目標
 - (2) 事業実施箇所
 - (3) 個別指標の達成状況(指標、目標値、実績値)
- 2 改善措置の内容(要因分析・今後の改善策等を記載)
- 3 改善措置の実施時期

様式7号

番号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称) 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業交付決定前着手届

林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領第12の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり届け出ます。

記

1. メニュー名
2. 事業費
3. 事業実施主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

様式8号

番号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称) 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業繰越承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定通知のあった標記事業について、林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領第13の規定に基づき、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の繰越を必要とする金額 金 円
2. 1のうち交付金額 金 円
3. 事業繰越理由
4. 繰越事業完了予定年月日
5. 添付書類

林業・木材産業成長産業化促進対策事業実行台帳

(1)実績概要

実施年度	年度	計画承認	林第 号 年 月 日		工期	着工日	完了日
						年 月 日	年 月 日
メニュー名							
市町村名	(例) 〇〇〇市	事業実施主体名	会社名等 事業主体所在地 代表者名		施工箇所名	(例) 新潟県〇〇〇市△△▲▲番地	
事業目的							
設定指標	指標項目		現状値	目標値	伸び率(%)		目標年度
							年度

(2)実績表

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位		事業費(税込) (円)	負担区分				処分制限 年月日
					A	B		国費	市町村費	公庫資金	その他	
計												

※実績表の事業種目、工種又は施設区分等は国実施要領別表1を参照し記載すること。

様式10号

番号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業要望調書の提出について

年度の林業・木材産業成長産業化促進対策事業を実施したいので、林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領第15の規定に基づき別紙のとおり要望調書を提出します。

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業要望調書

事業実施主体	メニュー	事業種目	実施市町村	事業内容			事業費税込(円)	交付金額				個別指標			費用対効果分析の結果	備考	
				工種又は施設区分	巢量	単位		国費(円)	県費(円)	附帯事務費(国費)(円)	合計(円)	個別指標	単位	現状値			目標値
														(年度)			(年度)
計																	

(注)

- 1 メニュー及び個別指標については、国実施要領別表2に定める事項を記載すること。
- 2 事業種目については、県交付金交付要綱附表2の該当事業種目を、事業内容については、県交付金交付要綱附表2の工種又は施設区分①～④(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
- 3 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
- 4 事業実施主体欄には、国実施要領別表1の事業実施主体欄の各事業実施主体ごとの番号①～⑯を事業実施主体名の前に記載のこと。
- 5 交付金(国費)欄の事業費については、附帯事業費を含めて記載すること。また、備考欄には、メニューごとの附帯事業費の計を上段に「附帯事業費 円」と、下段にはその交付金(国費)分を()書きで記載すること。
- 6 交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
- 7 その他(該当する場合は、備考欄に記載のこと)
 - (1) 木造公共建築物等の整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - (2) 木造公共建築物等の整備のうち、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に即した市町村方針に基づく取組については方針名
 - (3) 木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想の名称及び公表年月日を、木質バイオマス(「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(ただし、地域の森林由来のものに限る。))の利用量が燃料の8割以上となる取組については、「主に未利用材を利用」
 - (4) 施設の貸付を行うものにあつては、貸付を計画している事業体名を備考欄に記入する。
- 8 高性能林業機械等の整備(林業機械リース支援)の個別指標及び目標値欄は、事業実施主体ごとのリース期間満了年度における素材生産の計画数量を記載し、費用対効果分析の結果欄は記載しない。

* 行については、適宜加除のこと。